

店頭商品ノックアウトオプション取引約款新旧対照表

店頭商品ノックアウトオプション取引約款

旧

2023年6月

店頭商品ノックアウトオプション取引約款

(中略)

合意条項

(中略)

第3条（取引口座開設の申し込み）

(1) お客様は、次の各項の要件をすべて満たす場合に限り、本取引約款第6条に定める取引口座の開設を申し込むことができる。

- ① 当社が交付する「電子交付に関する同意書」に同意し、かつ、当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、本取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、お客様ごとのマイページでの表示、HPでの公表、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができることを承諾していること。
- ② 当社が交付する「反社会的勢力でないことの同意書」に同意していること。
- ③ 当社が交付する確認書「店頭商品ノックアウトオプション取引に係る注意」を電磁的方法により差し入れていただくこと。

(中略)

新

2023年9月

店頭商品ノックアウトオプション取引約款

(中略)

合意条項

(中略)

第3条（取引口座開設の申し込み）

(1) お客様は、次の各項の要件をすべて満たす場合に限り、本取引約款第6条に定める取引口座の開設を申し込むことができる。

- ① 当社が交付する「電子交付に関する同意書」に同意し、かつ、当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、本取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、お客様ごとのマイページでの表示、HPでの公表、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができることを承諾していること。
- ② 当社が交付する「反社会的勢力でないことの同意書」に同意していること。
- ③ 当社が交付する確認書「ノックアウトオプション取引にかかる確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと。

(中略)

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱うデリバティブ取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) 本取引口座の口座開設については、お客様は「デリバティブ口座」と一緒又は「デリバティブ口座」の開設後に「商品 KO」口座開設の申請を行い、当社が承認した場合に限り、口座を開設するものとする。
- (4) 当社は、お客様の「デリバティブ口座」開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱うデリバティブ取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) 本取引口座の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設後に「商品 KO」口座開設の申請を行い、当社が承認した場合に限り、口座を開設するものとする。
- (4) 当社は、お客様の「デリバティブ口座」開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。